

朝日村森林普及啓発活動研修会補助金交付要綱について

朝日村では森林の整備や多面的機能の普及啓発活動に対して次のように補助制度を設けています。

✓ 補助内容(1団体あたり)
 研修会、勉強会に係る対象経費の5万円まで

✓ 補助対象

- ・申請団体（自治組織、村民半数以上で構成する団体、教育団体、該当活動の開催団体等）
- ・自発的で、村内で開催すること。
- ・公益性があり、営利目的としないこと。
- ・宗教、政治、反社会活動を目的としないこと。
- ・広く参加者を募ること。
- ・森林の多面的機能普及啓発、または、森林の整備等の人材育成に資する研修会、勉強会であること。

✓ 添付書類

✓ 申請フローと時期

補助金交付申請書
 ※様式第1号、第2号に加え添付書類
 ① 購入1万円以上のものがある、見積書
 ② 団体存在を証する書類（規約、総会資料、名簿）

補助金実績報告書
 ※様式第5号、第6号に加え添付書類
 ① 参加者名簿
 ② 実施写真
 ③ 当日配布資料
 ④ 会計書類
 ⑤ 参加者アンケート
 ⑥ 告知状況のわかるもの

注意点

※1 報告時の添付書類にご注意ください。事後で用意できないものが多く、添付できない場合補助金を交付できないことがあります。

※2 実績報告が所属年度の3/31までに提出しただけの場合、変更、中止、廃止申請書提出のうえ、申請の取り下げをしていただくことがあります。

